Kanoya 男女共同参画News
男女の人権の確立を基盤に、
男女でつくる市民参画のまち
発行：男女共同参画推進室
2007.12 No.7

政策・方針決定過程への女性の参画の促進

かのや男女共同参画プラン

基本目標Ⅱ 「 男女共同参画による活力ある地域社会づくり 」

男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の政治参画を支援する条件整備が重要な課題です。今回は平成３年４月～平成18年４月まで４期15年間、**鹿屋市市議会議員**を勤められた**又木千代子**さんにお話を伺いました。

インタビュー

元・鹿屋市市議会議員

又木　千代子 さん

▲議員になるまでに

職場経験10年を経て長男出産を機に専業主婦に。幼少時、母から受けた自然とのふれあいと自らの子育ての中で、「生命の母、緑の地球」に関心を持ち、環境問題を学び始めました。

また、PTA活動を通しては、教育問題を考えるとともに、教育研究研修の機会をいただきました。

▲議員をして良かった事

心の準備どころか、その意志もなかった一主婦が、突然議員に押し上げられ、当選して初めて責任の重さと使命感、挑戦への覚悟でした。

いろいろな方々に支えられ、学びと調査を重ね、公平、公正、市民のためという思いで、女性の視点による政策を提言し、それらが市政に反映され、実現してきたことでしょうか。

▲思い出に残る事

いろいろありますが、中心市街地再開発問題も重かったです。市民の意志、生活基盤、将来の見通しなどの観点から審議を重ね、伯仲した議論の末、将来に課題と不安も残した大事業でした。

今後は、リナシティを市民が誇れる施設として利活用し、いのちを吹き込むことが願いです。

▲女性に一言

国連女性差別撤廃条約と国の政策により、男女平等意識も随分変わり、あらゆる分野に女性が進出、起用されていますが、地方には男性優位がくすぶっています。

女性が正当な評価を受けるためには、女性自らの努力、研鑽も欠かせません。甘えずおごらず卑屈にならず、堂々と共同参画の道を拓きましょう。

今も様々なグループで活躍されており、「何歳になっても学ぶことは尽きませんね」とおっしゃる瞳は輝いていました。

月日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
世帯															

平成19年度
かのや男女共同参画社会づくりフォーラム

テーマ「 あなたの 心 の危機管理は大丈夫？
～ ストレスチェックをしてみませんか ～ 」

平成19年11月18日(日) 鹿屋市 市民交流センターにおいて開催しました。

第１部 基調講演

演 題：「ストレスと人間関係」

講 師： **山 崎 友 丈** 氏
（マインメンタルヘルス研究所所長）

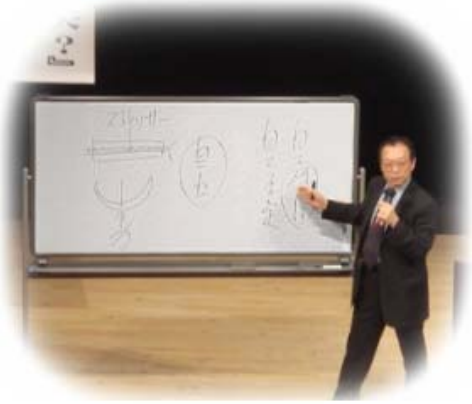

人間関係を良好にするためには、まずあいさつをすることである。人間は皆、人とのかかわりの中で生きており、あいさつがコミュニケーションの基本となる。この基本的なことが、しっかりしていなければ、お互いの信頼関係がなくなりストレスを感じることになる。

家庭における、子どもと親との関係が、人間関係の基本である。親は子どもの朝の様子で、「今日は元気だな」、「元気がないな」と感じる。子どもは外で不安なこと(ストレスに感じること)があっても、親がちゃんと話を聞いて受け止めてやると、不安は吹っ飛び元気になるのである。

職場におけるメンタルヘルスとは、いかに良好な人間関係をつくるかである。どんな仕事でも悩みやストレスはある。組織の中で上司が部下の悩みをしっかり聞き、相談にのって信頼関係を保っていればストレスは最小限に抑えられるのである。親子関係と同じである。

第２部 分科会・全体会

４つの分科会に分かれて、最初にアドバイザーの体験を基にした問題提起があり、その後、参加者が感じていること、悩みや疑問に思っていることを出し合い、アドバイザーに助言を受けました。どこも活発な意見が出され、時間をオーバーする分科会もありました。それぞれの分科会で出された問題点は以下のとおりです。

＜分科会＞

１．子育て分科会

①子どもと先生(学校)とのトラブルに対しどうしたらいいのか？

２．介護分科会

①介護職場で働く人たちの代償(賃金)が低いため資格を取っても、他の職に就いている人が多い。安心して働ける職場環境を行政で整備して欲しい。

②託児所のように、認知症の高齢者を預ける場所があればよい。

３．職場分科会

①職場の上司とうまくいかない
・部下の意見、思い、考えが上司に伝わらない。

②ストレスがあっても言えない

４．地域家庭職場分科会

①職場でのストレスを抱える夫を家庭でどう支えたらいいのか？

≪分科会≫

≪全体会≫

＜全体会＞

全体会では、分科会で出された問題点を発表し、山崎先生に解決法や対処法を伺いました。

配偶者暴力防止法

平成20年１月11日 スタート

が変わります!!

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、「**配偶者暴力防止法**」の一部改正が、平成20年１月11日に施行されます。

改正のポイント

１．保護命令制度が拡充されます

① 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。

現行法での保護命令は、身体に対する暴力を受けた被害者に対してのみでしたが、改正法では、生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者にも裁判所は保護命令を発することができるようになります。

② 被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。

裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになります。

１．面会の要求
２．行動の監視に関する事項を告げること等
３．著しく粗野・乱暴な言動
４．無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
５．夜間（午後 10 時～午前６時）・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
６．汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
７．名誉を害する事項を告げること等
８．性的羞恥心を害する事項を告げること等、又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

③ 被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等から、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになります。

２．市町村基本計画の策定

都道府県のみに義務付けられていた配偶者からの暴力および被害者の保護のため施策の実施に関する基本計画の策定が、市町村の努力義務となります。

３．配偶者暴力相談支援センターに関する改正

① 市町村の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という）としての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務となります。

② 被害者の緊急時における安全の確保が、支援センターの義務として明記されました。

４．裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

保護命令を発令した場合、裁判所は速やかに、保護命令を発したこと及びその内容を、被害者が相談等をした支援センターに通知することとなります。

≪ 問い合わせ先 ≫

鹿屋市役所　子育て支援課　TEL 43 - 2111　内線 3186
〃　市民活動推進課　TEL 31 - 1147

Information ご案内

男女共同参画地域講座

吾平・輝北地区

人と人の心を結ぶ コミュニケーション講座

講　師：**辰身信子** 氏
(NPO法人人間関係ｱﾌﾟﾛｰﾁ宮崎“きらきら”代表)

演　題：**あなたの想いが伝わっていますか？**
～ 豊かな関係作りは
コミュニケーションから ～

［講師プロフィール］
・1952年生まれ　宮崎市在住
・NPO法人 人間関係ｱﾌﾟﾛｰﾁ
宮崎きらきら　代表
・NPO法人 ｷｬﾘｱ･ｱﾌﾟﾛｰﾁ
CAM宮崎　代表

○あゆみ

自分の親子関係のあり方に、「揺れ」と「つまずき」を感じ、人間関係講座に触れたのをきっかけに、心理学の道に進む。
認定心理士、産業ｶｳﾝｾﾗｰ等の資格を取得。
現在、NPO法人を立ち上げ、あらゆる人間関係改善に関する講師活動、ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞを実施

○資格
・1995年６月　認定心理士
・1998年２月　産業カウンセラー
・2002年　親業訓練ｼﾆｱｲﾝｽﾄﾗｸﾀｰ

○活動

宮崎市小戸母子生活支援施設で９年間母子相談員を務める。
2005年12月より中央労働災害防止協会メンタルヘルス担当登録講師

入場料 無料

［吾平会場］
○とき　平成20年１月20日（日）
10：00 ～ 11：30
○ところ　ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ吾平振興会館

［輝北会場］
○とき　平成20年２月３日（日）
10：00 ～ 11：30
○ところ　輝北総合支所　大会議室

串良地区

子育ての悩み・介護の悩み みんなで話してみませんか？

若しも年なしもねっかい（男も・女も）で
語ってみもんそ！

この串良の地に住んでいても、知り合う機会、話し合えるおつきあいは限られていますよね？人と人との関係が希薄になっている今こそ、同じ地域に住んでいる仲間同士のふれあいの場としたいと思います。

育児・子育て真っ最中の方、
介護やお世話に日々頑張っている方、
より良く生きたい！と思っている方、
同じ悩みや体験 etc、短い時間ではありますが
みんなで話し合いましょう♪

串良ねっかい(老若男女)で語り合ってみもんそ会

入場料 無料

○とき　平成20年１月27日（日）
10：00 ～ 11：30
○ところ　串良公民館　会議室

＊ 託児あります。

――［プログラム］――
▼ 開　会
▼ 子育て経験者体験発表
▼ 介護経験者体験発表
▼ 子育て・介護シンポジウム
▼ 閉　会

《 問い合わせ先 》
〒893－8501　鹿屋市共栄町20番１号
TEL：（0994）31－1147
FAX：（0994）40－3003
市民活動推進課（男女共同参画推進室）
〈メールアドレス〉
danjyo@e-kanoya.net